

令和7年12月支給期
支払通知書に関するQ&A

令和7年12月
地方職員共済組合

12月支給期の支払通知書に関するQ&A

問 1	令和7年度の税制改正のうち公的年金に係る部分について、詳しく教えてください。 ······	3
問 2	支払通知書に記載されている「還付税」とは何ですか。 ······	4
問 3	所得税の還付の計算に使用する基礎的控除額を教えてください。 ······	4
問 4	所得税の還付を受けるための手続きは必要ですか。 ······	5
問 5	私の年金は、繰下げ請求の待機中（公務員に就職したこと等）のため令和7年6月支給期以降は全額支給停止となっており、12月支給期に支払がありません。 しかし、令和7年2月支給期と4月支給期には支払いがあり、所得税が徴収されていました。この場合、12月支給期に所得税の還付がされるのでしょうか。 ······	5
問 6	私の還付額はいくらで、何で確認できるのでしょうか。 ······	5
問 7	【老齢・退職給付、還付税関係】 12月支給期は年金の支給額が増えています。なぜですか。 ······	5
問 8	令和8年以降も令和7年と同様に、年末調整措置（1年分の所得税の精算）があるのでしょうか。 ······	6
問 9	次のような場合、どのような手続きをすればよいでしょうか。 ア 令和6年10月（昨年）の「令和7年分扶養親族等申告調査」の際には、配偶者（親、子供等）は、所得が48万円を超えた52万円だったため扶養親族に該当していませんでしたが、税制改正により所得要件が10万円引きあがり58万円になったことにより、扶養親族に該当することになりました。 イ 特定親族特別控除が創設されたことにより、所得見込が65万円の21歳の子供が該当することになりました。 ······	7
問 10	確定申告に必要な源泉徴収票は、いつ頃送られてきますか。 ······	7

問1 令和7年度の税制改正のうち公的年金に係る部分について、詳しく教えてください。

答1 令和7年度税制改正（所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）等の施行）により、所得税の「基礎控除」等の見直しが行われました。

このうち、公的年金に係る令和7年度の税制改正は、大きく分けて次の3つとなっています。

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- ①基礎的控除額の改正
- ②特定親族特別控除の創設
- ③扶養親族等の所得要件の引上げ

【改正の概要】

①基礎的控除額の改正

公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額が改正により引上げされました。（問3参照）

②特定親族特別控除の創設

特定親族（※）を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて月額52,500円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

（※）特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超85万円以下の人のことをいいます。

③扶養親族等の所得要件の引上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引上げられ、48万円から58万円になりました。

①～③のうち、①については、対象者の方について令和7年12月支給期に年末調整措置として精算を行います。

②、③の適用を受けたい場合については、確定申告をすることにより対応することとされています。

問 2 支払通知書に記載されている「還付税」とは何ですか。

答 2 「還付税」とは、①基礎的控除額の改正に対して発生するものです。(詳細は「問1」)

この改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されるため、改正後の基礎的控除額に基づいて1年間の源泉徴収税額を再計算し、改正前の基礎的控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算をする年末調整措置を行います。(基礎的控除額の詳細は「問3」)

還付税は、精算に伴い生じた差額のことで、令和7年12月支給期に年金の支給額に上乗せしてお支払いします。

このことについては、令和7年12月支給期の支払通知書に同封しているリーフレット「【老齢や退職に関する年金を受給している方へのお知らせ】令和7年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直しに伴う還付税の支払いについて」において説明していますので参考にしてください。

※ この年末調整措置は、令和7年に限った対応となります。

※ 障害給付、遺族給付は、非課税のため還付税は発生しません。

問 3 所得税の還付の計算に使用する基礎的控除額を教えてください。

答 3 令和7年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は、次の表のとおりです。

【基礎的控除額】

受給者の年齢	令和7年12月の精算時 (改正後)	令和7年の各月の年金支払時 (改正前)
65歳以上	年金の月額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、 165,000円)	年金の月額×25%+65,000円 (135,000円未満となる場合は、 135,000円)
65歳未満	年金の月額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、 125,000円)	年金の月額×25%+65,000円 (90,000円未満となる場合は、 90,000円)

問 4 所得税の還付を受けるための手続きは必要ですか。

答 4 手続きは不要です。

還付の対象となる方の当組合に係る年金については、当組合において還付額を計算のうえ還付します。

問 5 私の年金は、繰下げ請求の待機中（公務員に就職したこと等）のため、令和 7 年 6 月支給期以降は全額支給停止となっており、12 月支給期に支払がありません。

しかし、令和 7 年 2 月支給期と 4 月支給期には支払いがあり、所得税が徴収されていました。この場合、12 月支給期に所得税の還付がされるのでしょうか。

答 5 このたびの還付は、原則、令和 7 年 12 月支給期にお支払いがある場合に行うこととされており、お支払いが無い場合は、当組合から所得税の還付ができません。

このため、12 月のお支払いがない方は、お近くの税務署で確定申告による手続きをし、還付を受けることとされています。

確定申告に係る手続き方法等、詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

問 6 私の還付額はいくらで、何で確認できるのでしょうか。

答 6 令和 7 年 12 月支給期にお送りした年金支払通知書中の「還付税」に記載されている額です。

問 7 【老齢・退職給付、還付税関係】

12 月支給期は年金の支給額が増えています。なぜですか。

答 7 令和 7 年度税制改正に伴い、還付税が発生した場合には、還付税を 12 月支給期に上乗せしてお支払いしています。（還付税の説明については問 2 参照）。このため、令和 7 年 12 月支給期については、通常より支給額が増えることとなります。

この還付税の額については、支払通知書で確認できます。

計算方法等、詳しいことは、支払通知書に同封しているリーフレットで確認してください。

年金支払通知書		
振込先	振込先	振込先
厚生年金・共済年金 支払明細(円)	共済年金(経過的職域)支払明細(円)	年金払い戻職場給付 支払明細(円)
当期支給額	3 0 0 0 0 0	当期支給額
支給額		支給額
一時金返還額		一時金返還額
差引支給額(A)	3 0 0 0 0 0	差引支給額
控除額		所得税
還付税	- 1 1 5 0 0	還付税
計	(B)	(C)
差引支給額(A-B+C)	3 1 1 5 0 0	差引支給額(A-B+C)

還付税はマイナス表記ですが、差引支給額を算出する際は、支給額に加算します。

(計算例)

$$\begin{aligned} \text{差引支給額 } & 300,000 \text{円(A)} \\ + \text{還付税 } & 11,500 \text{円(B)} \\ = \text{差引支給額 } & 311,500 \text{円(C)} \end{aligned}$$

問8 令和8年以降も令和7年と同様に、年末調整措置（1年分の所得税の精算）があるのでしょうか。

答8 令和7年に限った対応とされています。

なお、令和8年2月支給分からは、税制改正後の基礎的控除額、扶養親族対象者に基づき所得税が徴収されるため、年末調整措置はありません。

詳しいことは、次の（理由：国税庁資料より一部抜粋）でご確認ください。

（理由：国税庁資料より一部抜粋）

「令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されました。

これにより、令和7年分の公的年金等の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行うこととされたため、令和7年に限り行っているものです。」

（参考）令和8年分以降の基礎的控除額

受給者の年齢	その年中に支払を受ける 公的年金等の額	基礎的控除額	
		令和8年分	令和9年分以後
65歳以上	老齢基礎年金の受給対象の方：163万円以下 (上記以外(旧法の退職年金等)の方：242万円以下)	公的年金等の月割額×25% + 105,000円 (175,000円未満となる場合は、175,000円)	
	老齢基礎年金の受給対象の方：163万円超 (上記以外(旧法の退職年金等)の方：242万円超)	公的年金等の月割額× 25% + 100,000円 (165,000円未満となる 場合は、165,000円)	公的年金等の月割額× 25% + 75,000円 (140,000円未満となる 場合は、140,000円)
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25% + 105,000円 (130,000円未満となる場合は、130,000円)	
	213万円超	公的年金等の月割額× 25% + 100,000円 (125,000円未満となる 場合は、125,000円)	公的年金等の月割額× 25% + 75,000円 (100,000円未満となる 場合は、100,000円)

問 9 次のような場合、どのような手続きをすればよいでしょうか。(改正②、③関係)

- ア 令和6年10月(昨年)の「令和7年分扶養親族等申告調査」の際には、配偶者(親、子供等)は、所得が48万円を超えた52万円だったため扶養親族に該当していましたが、税制改正により所得要件が10万円引き上がり58万円になったことにより、扶養親族に該当することになりました。
- イ 特定親族特別控除が創設されたことにより、所得見込が65万円の21歳の子供が該当することとなりました。

答 9 令和6年10月の「令和7年分扶養親族等申告調査」の際には、扶養親族に該当しなかつた場合で、令和7年度の税制改正により令和7年分の所得税について、あらたに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用や創設された「特定親族特別控除」の適用を受けようとする場合には、確定申告により対応することとされています。

なお、確定申告に係る具体的な手続きについては、お近くの税務署にお問い合わせください。

問 10 確定申告に必要な源泉徴収票は、いつ頃送られてきますか。

答 10 源泉徴収票は、令和8年1月中旬ごろから順次お送りします。

なお、障害給付や遺族給付は非課税のため、源泉徴収票はお送りしていません。